

# 「日本みどりのプロジェクト推進協議会」規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、「日本みどりのプロジェクト推進協議会（英文名：Japan Green Project）」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、日本の自然（みどり）を核に都市と地方が連携し、次の各号に掲げる事項の達成を目的とする。

- (1) 日本がもつ自然（みどり）の魅力に磨きをかけて、国内外の交流人口の拡大を図ることにより経済の好循環を創出し、地域を超えた地方創生・日本創生を実現すること
- (2) 日本がもつ自然（みどり）の豊かさを体験し、SDGsの実現に向けた取組みを全国規模で展開し、ゼロカーボン・脱炭素社会に貢献する日本を創造すること
- (3) 日本がもつ自然（みどり）の多様性を理解し、関連する様々な主体との連携により未来にわたり持続的な生物多様性を維持・保全すること

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 自然（みどり）に触れ、自然（みどり）を学ぶ機会の創出に関する事業
- (2) 教育機関や企業等との協働による、植樹及び都市緑化の推進並びにSDGsに係る新事業創出に関する事業
- (3) 国立・国定公園等の自然環境の保全及び上質化に関する事業
- (4) 2025年大阪・関西万博において行う情報発信に関する事業
- (5) その他協議会の目的に資する事業

## 第2章 会員

(会員)

第4条 協議会の会員は、第3条の目的に賛同する地方公共団体、DMO、大学などの教育機関、民間企業、NPO法人などをもって構成する。

(入会)

第5条 協議会に入会しようとする者は、別に定める申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

(会費等)

第6条 協議会への入会を承認された者は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退会等)

第7条 会員は、次に掲げる事由によりその資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 除名
- (4) 法人、団体の破産又は解散
- (5) 会長が必要と認める場合

2 会員が、退会しようとするときは、別に定める退会届を提出するものとする。

### 第3章 役員

(役員の数及び選任)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 若干名

2 前項の役員は、会員の中から総会において選任する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長の職務執行が困難になった場合は職務を代行する。

3 理事は、プロジェクトの立上げやプロジェクト活動の支援など協議会の活動を推進・支援する。

4 監事は、協議会の会計を監査し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、初年度を含め3年度とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第11条 役員は、無報酬とする。ただし、会長が認める場合はその限りではない。

### 第4章 会議

(会議)

第12条 協議会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第13条 総会は、会員をもって構成し、毎年1回、会長が招集する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

- 3 総会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
  - (2) 役員を選任に関すること。
  - (3) 事業計画及び収支予算の決定に関すること。
  - (4) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。
  - (5) 各プロジェクトの活動に関すること。
  - (6) その他協議会の運営について、会長が必要と認める事項に関すること。
- 4 総会は、会員の過半数の出席をもって開催する。
- 5 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 6 総会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、会長が招集する。

- 2 理事会は、次に掲げる事項を議決する。
  - (1) 総会に提出すべき事項
  - (2) 総会を招集し議決する暇がないと認められる事項
  - (3) その他会長が必要と認めた事項
- 3 前項第2号の事項を議決したときは、会長は次の総会にこれを報告しなければならない。
- 4 理事会には、必要に応じて活動関連分野において専門性を有する産官学の有識者を招集し、意見聴取をすることができる。

(プロジェクト)

第15条 協議会には、必要に応じてプロジェクトをおくことができる。

- 2 プロジェクトの構成、設置及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 第5章 資産および会計

(資産)

第16条 協議会の資産及び経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 協議会の資産は、総会の決議に従い、会長が管理する。

(事業年度)

第17条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 事務局

(事務局)

第18条 協議会の事務局を「一般社団法人テラプロジェクト 内」に置く。

- 2 事務局は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 長野県
- (2) (公財)大阪観光局

- (3) (一社) 長野県観光機構
  - (4) (一社) ナショナルパークスジャパン
  - (5) (一社) テラプロジェクト
- 3 事務局に、事務総長及び事務局長を置く。
  - 4 事務総長及び事務局長は、会長が任命する。
  - 5 協議会の庶務は、事務局長が総括する。

## 第7章 その他

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規約は、令和2年10月25日から施行する。

# 日本みどりのプロジェクト推進協議会 会員等規程

## (目的)

第1条 この規程は、日本みどりのプロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）の会員及びオフィシャルスポンサー（以下「スポンサー」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

## (入会手続)

第2条 協議会に入会及びスポンサーを希望する者は、入会（スポンサー）申込書（様式第1号）を事務局に提出し、会長の承認を受けなければならない。

## (会費等)

第3条 会員は、毎年度、別表1に掲げる会費を納入するものとし、スポンサーは別表2に掲げる協賛金を納入するものとする。

- 2 年度途中の入会においても、年額を納入するものとする。
- 3 既納の会費等は、一切これを返還しない。
- 4 スポンサーは、協賛金を納入することにより、会員資格も併せて有するものとする。

## (変更事項の届出)

第4条 会員及びスポンサーが、商号・名称・氏名又は住所等を変更した場合、変更届（様式第2号）により速やかに事務局に届け出なければならない。

## (退会等手続)

第5条 退会を希望する会員及びスポンサーを辞退したい者は、退会届（様式第3号）を事務局に届け出なければならない。

## (プロジェクト運営費)

第6条 各プロジェクト活動においては、参加する会員（団体・企業等）の同意を得た上で、必要に応じてプロジェクト運営費を求め、受け取ることができる。

## (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、令和2年10月25日から施行する。

この規程は、令和3年2月19日から施行する。

この規程は、令和3年10月4日から施行する。

別表1 会費

区 分	年 額
都道府県	100,000円
市町村	50,000円
法人・団体	A 500,000円
	B 300,000円
	C 100,000円
	D 50,000円
個人・個人事業主	10,000円
準会員	無料

- 1 会員として受けられるサービスは、別に定めるものとする。
- 2 法人・団体はA～Dを選んで加入する。
- 3 準会員は、原則として入会した当該年度に限り、会費の納入を免除する。

別表2 協賛金

区 分	年 額
ゴールドスポンサー	5,000,000円
シルバースポンサー	3,000,000円
ブロンズスポンサー	1,000,000円

日本みどりのプロジェクト推進協議会入会（オフィシャルスポンサー）申込書

日本みどりのプロジェクト推進協議会長 あて

住所 〒

名前 （法人名・代表者名）

印

日本みどりのプロジェクト推進協議会の趣旨に賛同し、 年 月 日より入会したい（オフィシャルスポンサーになりたい）ので、下記のとおり申し込みます。

記

種 別	会 員	<input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 法人・団体（ <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D） <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他
	準 会 員	<input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 法人・団体 <input type="checkbox"/> その他
	オフィシャル スポンサー	<input type="checkbox"/> ゴールド <input type="checkbox"/> シルバー <input type="checkbox"/> ブロンズ
団 体 情 報	設立年月日	
	主な事業内容	
担 当 者	部署	
	住所	
	氏名	
	電話番号	
	F a x	
	E-mail	

事務局記入欄

入会承認日	年 月 日	確認印	
入会日	年 月 日		
会費	円		
事務局サポート	所属	氏名	

日本みどりのプロジェクト推進協議会変更届

日本みどりのプロジェクト推進協議会長 あて

住所 〒

名前 (法人名・代表者名)

印

下記のとおり変更がありましたので届け出します。

記

		変更前	変更後
会員名 又は オフィシャルスポンサー名			
代表者氏名			
住 所			
担 当	部 署		
	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
	F a x		
	E-mail		

事務局記入欄

事務局受付日	年 月 日
--------	-------



日本みどりのプロジェクト推進協議会退会（オフィシャルスポンサー辞退）届

日本みどりのプロジェクト推進協議会長 へ

住所 〒

名前 （法人名・代表者名）

印

日本みどりのプロジェクト推進協議会を 年 月 日をもって退会したい（オフィシャルスポンサーを辞退したい）ので、下記のとおり届け出します。

記

種 別	会 員	<input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 法人・団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他
	準 会 員	<input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 法人・団体 <input type="checkbox"/> その他
	オフィシャル スポンサー	<input type="checkbox"/> ゴールド <input type="checkbox"/> シルバー <input type="checkbox"/> ブロンズ
担 当	部 署	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
	F a x	
	E-mail	

事務局記入欄

事務局受付日	年 月 日
--------	-------